

杉並区産業融資資金制度の充実・見直しの骨子案について

- 資金のニーズ等、制度の内容について、申込者へのアンケートを実施した。
アンケート期間 平成 26 年 6 月～9 月（4 か月間） 別紙資料のとおり
- 現制度の課題等について、産業経済団体、金融機関に意見を聴取した。また、近隣区の実施状況について担当部署にヒアリングを行った。
これらを踏まえ、充実・見直しの方向性に対する骨子案を以下のとおりとする。

＜方向性 1＞利用者のニーズを踏まえ、限度額や返済期間等の借入条件を見直すとともに、利用実績のない資金の廃止等、融資の種類を整理し利用者にわかりやすい制度とします。

1 資金需要に応じた限度額や返済期間等の借入条件の見直し

資金の規模や用途に対し、よりひろく柔軟に対応できる制度とする。

(1) 限度額の引き上げ

利用者アンケートにおいても、限度額の引き上げの要望が多く、より大きな規模の資金の申込みが見込まれる。最も一般的な種類である「普通資金」について限度額を引き上げる。

→「普通資金」の限度額を引き上げる。

(2) 資金用途の見直し**① 運転・設備の併用の設定**

同一種類において、運転資金と設備資金それぞれ個別に限度額が設定されている場合、用途ごとの限度額までしか申し込むことができない。併用とすることにより、用途に応じて割り振ることができる。

→運転資金と設備資金が資金用途となっている全ての種類において、限度額に対し運転・設備の併用可とする。

② 借換の設定

現在「緊急運転資金」のみに適用されている借換※は、借入中の資金の債務整理や返済の延長に有効であり、利用者アンケートにおいても要望が多いため、「普通資金」の用途に設定する。

→「普通資金」の資金用途に借換を含める。

※ 借換資金：区融資制度による現在返済中の残額を、新規の運転資金や設備資金の申込額に含めて借入すること。

(3) 返済期間の延長

毎回の返済額の軽減を可能とするため、他区の期間設定の状況も踏まえ、返済期間を延長する。

→一部の種類において返済期間を延長する。

(4) 同一種類の追加申込の可能化

「普通資金」と「緊急運転資金」以外の種類は、現に融資を受けている場合は、追加して申し込めないこととなっている。再度同一種類の申込を希望する者は多く、また、他区では基本的に可能となっている条件であることから、追加申込を可能とする。

→全ての種類において、現に融資を受けている者でも、融資残高を含めて限度額まで申込みができることとする。

(5) 短期運転資金の設定

利用者アンケートにおいて、短期的な売掛金に必要な資金など、短期資金のニーズがある。申込時期が年末に限定されている「普通資金・年末運転資金」を改め、通年の資金とする。

→「普通資金・年末運転資金」を「短期運転資金」に改めて設定する。

2 利用実績のない種類の廃止、種類を整理し分かりやすい制度

利用実績のない種類の廃止や、また小口区分の統合等をしたうえで、資金の内容等に応じたメニュー体系の下に種類を整理し、わかりやすい制度とする。

(1) 利用実績のない種類の廃止

① 「商店街店舗改装進資金」の廃止

商店街の区域内で複数店舗が同時に店舗を改装するための資金。商店街の状況の変化により、今後の申込は考えられない。

→「商店街店舗改装進資金」を廃止する。

② 「大型店対策資金」の廃止

大規模小売店舗による影響への対策のための資金。店舗の立地環境の変化に伴う資金としては、「普通資金」や「経営基盤強化資金」でも申込可

能であり、大型店の直接の影響性に特定した申込は考えられない。

→「大型店対策資金」を廃止する。

③「転業資金」の廃止

転業に直接必要な経費のため資金。経営の存続を図る転業は恒常的に発生しており、今後も申込が考えられるため、「新事業展開資金」に要件を含めることで対応する。

→「転業資金」は廃止し、「新事業展開資金」に要件を含める。

(2) 小口区分の統合

小口区分は国の「小口零細企業保証制度」※に準拠して、平成19年10月に導入した。申込件数のうち65%、申込金額の60%(25年度実績)は小口が占めており、利用の中心となっている。

小口の限度額は、国の規定に基づき全体で1250万円となるが、各種類ごとに区分を設けたため、各種類ごとの限度額と、小口の限度額の関係がわかりにくくなっている。

他区のほとんどは、小口は「小規模企業資金」として一つの種類にするなど、小口については単純にしている。当区においても、利用の多くを占める小規模事業者にとってわかりやすいものとするため、「小規模企業資金」を設けるとともに、「特例資金」の小口枠の継続との2つにまとめる。

→各種類に分けて設定している小口の区分について、「小規模企業資金」と「特例資金」にまとめる。

※ 小口零細企業保証制度

平成19年10月に開始された国の全国統一保証制度。

(3) 特例資金の簡潔化

経済急変等に対応するための資金については、「緊急運転資金」の枠内に「緊急経済対策資金」を設けているが、限度額をはじめ要件の関係がわかりにくくなっている。「緊急経済対策資金」の要件を拡大し「経営安定資金」として一つの種類にまとめ、簡潔な要件とする。

→経済急変等に対応するための資金を、「経営安定資金」として一本化する。

(4) メニュー体系の設置と種類の整理

申込の内容等にあった種類を選択しやすいよう、メニュー体系を設け、各メニューの下に種類を整理する。

→「経営の安定化、基盤強化のための一般資金」「創業、新たな事業展開のための資金」「経済や経営環境の急変等に対応するための資金」「団体、商店街の活動のための資金」の4つのメニューを設け、各メニューの下に種類を設ける。

＜方向性2＞**利子の引き下げ等により、利用者の負担をより軽減できる制度とします。**

3 利用者の負担軽減

利用者から評価の高い、低利率により負担が軽減できる点について、さらに低負担となるよう見直し、制度のメリットを高める。

(1) 表面利率の見直し

利用者アンケートでは、区の制度の利点について「低金利で借入ができる」点が最も多くなっている。

表面利率については、多くの区では長期プライムレートの利率が一定の割合以上に乖離した場合に見直しをして、利率を改定しているが、当区においても同様である。前回の改定は平成23年度当初に行い、その後改定をしていないが、最近の金利水準の状況を踏まえ、改めて表面利率を見直すとともに、利率の見直しの方法についても見直す。

→今回の見直し・充実を機に、表面利率を見直すとともに、利率の見直しの方法も見直す。

(2) 区の利子補給の見直し

利用者アンケートでは、「利子補給が受けられる」点も次に多くなっている。公的な制度として表面利率の低さに加え、区の利子補給もあり、利用者負担がさらに軽減され、全体として利用者の負担が軽減される点が評価されている。後述する産業経済団体への加入促進支援や、創業・新事業展開支援の施策に対応した利子補給の優遇も含め、他区の実施状況も踏まえ、補給割合を高くするなど適切な補給を行う。

→区の利子補給についても、補給割合を高くするなど適切なものに見直し。

＜方向性3＞産業経済団体加入者への利子補給の優遇等、産業振興基本条例を踏まえ産業経済団体への加入を促進する制度とします。

4 産業経済団体への加入促進支援

利子補給の優遇措置により、産業経済団体への加入を促進します。

(1) 産業経済団体加入者への利子補給優遇

文京区、目黒区、渋谷区、練馬区においては、各区の基本条例に基づき、加入促進策の一つとして、「普通融資」「小規模企業資金」にあたる種類に、商店会加入者等の場合、利子補給を優遇している。融資申込を機にした団体への新規加入について一定の成果をあげており、当区においても同様に実施する。

→「普通資金」「小規模企業資金」について、産業経済団体加入事業者の利子補給を優遇する。

＜方向性4＞住宅都市と調和したビジネスの創業や、新事業展開が活発化し、地域での成長・発展を支援していける制度とします。

5 創業・新事業展開の支援の充実

創業資金、新事業展開のための資金を充実し、住宅都市と調和した創業、新事業展開の活発化と地域での定着支援を図ります。

(1) 創業資金の充実

「創業資金」について、利子補給の優遇、また融資の前後に渡るきめ細かな経営相談対応によるフォローアップの実施により、事業の定着と成長を支援していく。

→「創業資金」について利子補給の優遇及び定着支援を行う。

(2) 新事業展開のための資金の充実

現在、経営多角化や新分野進出、新製品開発の資金を対象としている「経営活性化資金」を、「転業資金」の要件も合わせて「新事業展開資金」とし、利子補給の優遇、また融資の前後に渡るきめ細かな経営相談対応によるフォローアップの実施により、新事業の定着と成長を支援していく。

→「経営活性化資金」を「新事業展開資金」と改め、利子補給の優遇及び定着支援を行う。